

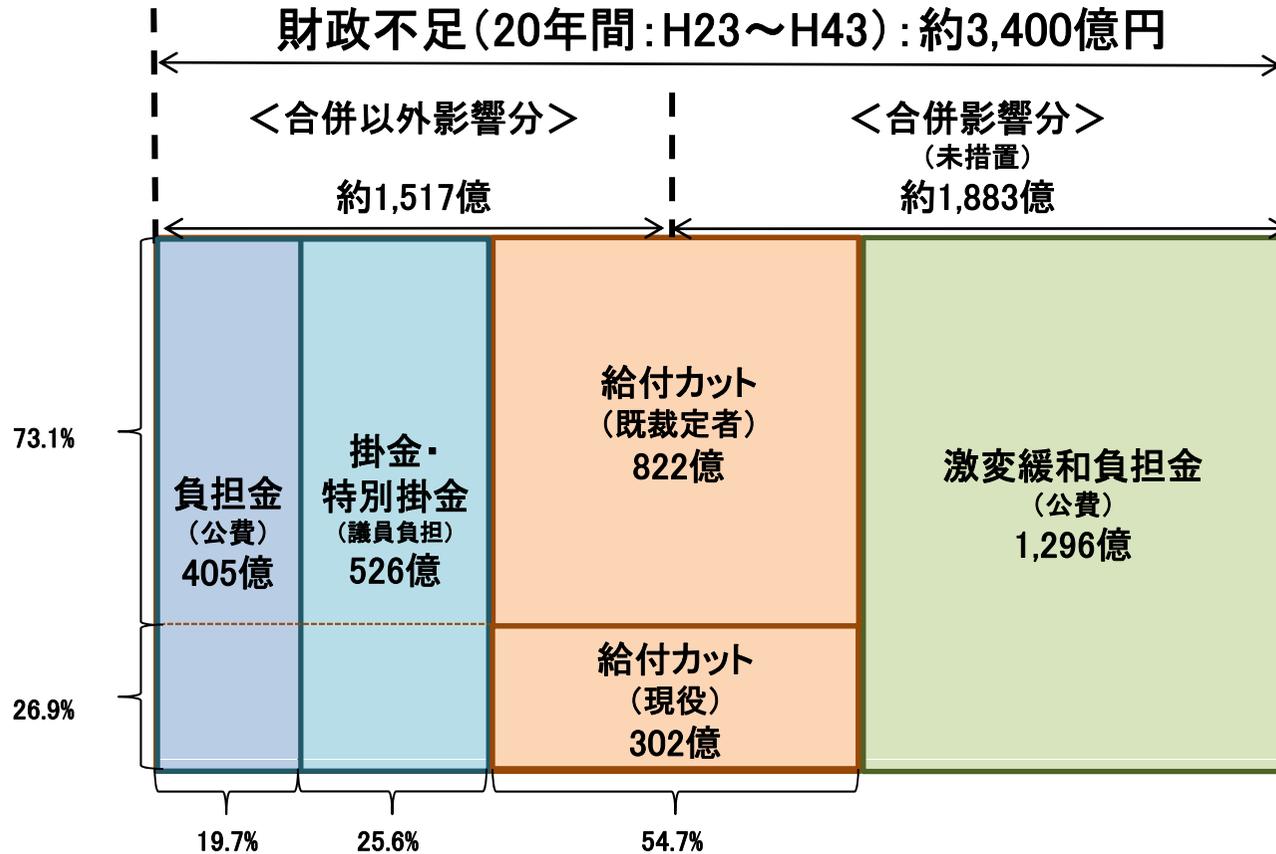
「給付と負担の見直し案」における 財源不足への対応について

財源不足額に対する対応【給付と負担の見直し案(A案)】

市+町村

○A案は、合併影響分(未措置)に対しては、激変緩和負担金により約7割対応し、残りの3割については、既裁定者の給付カットも含めた給付カットで対応をしている。

A案



財源不足額に対する対応【給付と負担の見直し案(B案)】

市+町村

○B案は、合併影響分(未措置)に対しては、激変緩和負担金によりほぼ全額対応している。

B案

